

平成23年第3回常陸太田市議会定例会会議録

平成23年6月15日(水)

議事日程(第3号)

平成23年6月15日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

議長	茅根 猛 君	副議長	山口 恒男 君
1番	藤田 謙二 君	2番	赤堀 平二郎 君
3番	木村 郁郎 君	4番	深谷 涉 君
5番	鈴木 二郎 君	6番	平山 晶邦 君
7番	益子 慎哉 君	8番	菊池 伸也 君
9番	深谷 秀峰 君	10番	高星 勝幸 君
11番	荒井 康夫 君	12番	成井 小太郎 君
14番	片野 宗隆 君	15番	福地 正文 君
17番	川又 照雄 君	18番	後藤 守 君
19番	黒沢 義久 君	20番	沢 畠 亮 君
21番	高木 将 君	22番	宇野 隆子 君

説明のため出席した者

市長	大久保 太一 君	副市長	梅原 勤 君
教育長	中原 一博 君	総務部長	江幡 治 君
市民生活部長	川上 明文 君	保健福祉部長	安田 隆 君
産業部長	井坂 孝行 君	建設部長	菊池 拓夫 君
会計管理者	岡部 芳雄 君	上下水道部長	鈴木 則文 君
消防長	福地 壽之 君	教育次長	山崎 修一 君
秘書課長	宇野 智明 君	総務課長	荻津 一成 君
監査委員	中村 弘 君		

事務局職員出席者

事務局長	吉成 賢一	主査兼議事係長	関 勝則
------	-------	---------	------

午前10時開議

議長（茅根猛君） ご報告いたします。

ただいま出席議員は22名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

議長（茅根猛君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

議長（茅根猛君） 日程第1，一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に発言を許します。

5番鈴木二郎君の発言を許します。

〔5番 鈴木二郎君登壇〕

5番（鈴木二郎君） 5番鈴木二郎でございます。議長にお許しをいただきましたので、通告順に従い質問してまいります。質問に入る前に、今回の震災にて亡くなられた方のご冥福と、被害を受けられた方々に対しまして心からお見舞いを申し上げる次第でございます。それでは質問に入ります。

まず1番目、原発事故に対する安全対応策についてお伺いいたします。

東日本大震災は未曾有の被害をもたらしました。今回は想定外の災害により被害を大きくしたものと考えられておりますが、ある面では人災であると言われております。すなわち、想定外のことを考慮し防災計画を策定すべきであるとの反省がされております。これからの復興と新たな防災計画については、既存の枠にとらわれず新しいシステムを作る必要があるのではないのでしょうか。大切なことは、災害は起こり得る、いざというときにいろんな不測が生じるということが明白になったことから、防災政策がいかに重要であり、想定外の新発想で防災計画を見直すべきではないのでしょうか。

特に常陸太田市は原子力施設から半径10キロ以内、すなわちE P Z対象の範囲であり、原子力事故に対する安全対応が極めて重要であり、市民も大変心配しているところであります。新たな防災計画対応につきましては、国や県の制度や基準改正に合わせて見直しを進めていく予定であるとのことですが、原子力施設の事故に対する安全対策の確認、見直し等が重要であり必要ではないのでしょうか。

このような背景から原子力事故に対する安全性、安全対策の確認と事故発生時の対応体制の2点について質問をさせていただきます。

1点目は、原子力事故に対する安全性の確認についてお伺いいたします。原子力発電所等の原子力施設の地震、津波、火災などによる事故に対する安全性確認は、事故事前防止を図ることや被害を最小限にする上で極めて大切であります。原子力施設の事故に対する安全性と対応策の確認について5点お伺いいたします。

1点目は、原子力発電所等の耐震性の安全性の確認について、建物、機器等の耐震性、敷地周辺の地盤の安全性、さらに津波に対する安全性等はどのように確認しておられるのかお伺いいたします。

2点目、原子力事業所の年間の主要な事業計画とその安全対策、安全性の確認について、原子力発電所等における年間に行われる主要な事業計画、例えば燃料の運搬等の事前の情報収集と安全性の確認についてお伺いいたします。

3点目、建屋や装置、設備機器の改修、点検を実施したとき及び火災事故等トラブル発生時の内容や原因、危険性、安全性、問題点等についての報告、フォロー、確認状況についてご確認いたします。

4点目、環境に影響を及ぼすような事故に対する安全対策等について、近隣市町村の住民に対し説明し、理解を得ることのフォローと確認状況について。

5つ目、放射能知識を有する職員の配置、放射能測定管理、緊急対応についての技術、知識を有する職員の配置、または研修教育の受講等についてお伺いいたします。

大きな2点目につきまして、事故発生時の対応、態勢につきましては、同僚議員の質問に対する答弁において、国、県及び市町村との関連の中で、法律や制度改正、連携等の整合性のもとに防災計画を見直していくとのことで了解をいたしました。

次に、2番目の緊急医療充実についてお伺いいたします。

ドクターヘリの活用状況についてでございますが、急速な少子高齢化の進行に伴い、医療、福祉の充実を求める市民のニーズは高まる一方であります。昨年12月に発表された県の県政世論調査でも医療体制の充実が県政に対する要望の第2位を占めております。一方、このような状況に対し、茨城県は人口10万人当たりの医師数が全国平均を大きく下回っているなど、医師、病院等の医療資源が乏しいと言われております。特に県北地区においては、救急医療体制の整備、充実が遅れているのが現状であります。これに対し県は、昨年7月からドクターヘリの運航を開始して、緊急時の救命率の向上や後遺症障害の軽減に取り組み、医療体制の充実を図っておられるところであります。

ドクターヘリの最大の特徴は、同乗した救急医師の専門医と看護師が現場にかけつけ、治療がいち早く始められることとあります。また、時速200キロ以上で飛行し、出勤要請からおおむね30分以内で県内全域に到達可能とのことであります。

私の知人で車の事故で内臓破裂し、ドクターヘリを要請し、水戸の基地病院へ搬送し緊急手術し、助かることができ、命拾いをしたとのことで元気に退院されました。通常であれば助からないだろうと言われるところであり大変喜んでおられました。まさにその機能が十分に発揮された事例であると思います。

このようにドクターヘリは、救急医療に、救命率の向上に大変有効であり、重症患者や現場で医師の救命処置が必要なときにおける活用の促進を図ることが重要と考えられます。今回のような災害時や事故時においても、救急医療対応が必要となったときには、非常に有効であると思います。このドクターヘリは、運行開始して以来、ちょうど来月で1年になります。当市における活用状況等について5点お伺いをいたします。

1点目は、常陸太田市における利用状況と医療の内容についてお伺いいたします。

2点目は、出動の要請の基準　　どういうふうな基準に基づいて運用しているのかお伺いをいたします。

3点目、運行調整委員会の役割、機能についてお伺いいたします。

4点目、市民へのPR、広報についてお伺いいたします。やはり市民に広く知っていただいて、利用していただくということが非常に重要かと思しますので、そのPR状況についてお伺いいたします。

5点目、ヘリポートの場所と箇所数について、またその整備状況についてお伺いをいたします。

3番目、耕作放棄地対策についてお伺いをいたします。

耕作放棄地は、高齢化による労働力不足、農業生産品の販売価格が安い、土地の条件が悪い等により年々増加し、全国的にも平成17年時点の農水省のデータでは38.6万ヘクタールが確認されておりまして、これは全面積の9.7%を占め、年々増加しつつあるとのこととあります。この38万ヘクタールの耕作放棄地は、ちょうど山梨県と同じ面積に相当し、そのうち47%が草原や森林となっており、農地として復元不可能な状況にあることが判明しております。いかに広大な面積であるか改めて認識するとともに、農業政策上大きな課題であることが理解できます。

この耕作放棄地は、病害虫の発生、雑草や木の繁茂による隣接の耕作地への影響や、住宅へ草や木の種、実が飛散し、洗濯物などへの付着、さらにはカヤ等の枯れ草や木が火災の原因となる等、いろんな面で問題となっております。

耕作放棄地は、当市においても急速な高齢化の進行による労働力不足、農産物価格の下落、さらには原発事故による風評被害も心配され、ますます増加するものと思われまます。この耕作放棄地は、もともと山間部などの条件の悪い場所に多く見受けられておりましたが、最近の傾向として身近な住宅地の近隣に数多く散見され、民家への環境や火災予防上からも問題となっており、重点的な対応が必要な状況にあります。この解消のために行政としてさまざまな取り組みがされているところではありますが、現状は難しい点もあることから思うように減少してないよう思われます。この耕作放棄地について2点お伺いをいたします。

1点目、耕作放棄地の現状について。現状どのようになっているのか、その面積と状況についてお伺いをいたします。

2点目、耕作放棄地の解消対策について。耕作放棄地の解消対策の取り組み状況についてお伺いをいたします。

4番目、少子高齢化に対応した財政の将来計画についてお伺いいたします。

行政執行部におかれましては、地域経済の低迷等による市税収入が落ち込む中、行財政改革を

積極的に推進して経費節減や適正人員化の推進，業務改革等により歳出の削減を図るとともに，税の収納率の向上等により収入の確保を推進し，財政の健全化に努められておるところであります。しかしながら，今後予想されますより一層急速に進む人口減少と少子高齢化と，経済の低迷により税収の自然増は期待できないものと考えられます。このような状況と相反して福祉費，扶助費の増加や今後も公共施設の維持管理のための大きな資金投入が求められていることを考えると，現在の財政状況を維持していくことさえ難しいことが想定されます。

このようなことから，これまで以上に行政改革を進め，効率的な財政運営を行い，財源の確保を図ることが肝要かつ必要と思われれます。常陸太田市が将来にわたり財政的に破綻せず存続するためには，「入りを量りて出づるを制す」という基本的なことを着実に実行していくことが非常に重要と考えます。このためには，中長期の将来にわたる財政基盤充実の計画が必要ではないでしょうか。将来の財政運営の対応についての認識，考えについて2点お伺いいたします。

1点目は，市税収入の見通しについて。市税における市税及び市税の最近の5年間の現状と今後の見通し，状況についてお伺いをいたします。

2点目，中長期の財政運営について。人口減少と少子高齢化，経済低迷等による税収減少予想に対し，財源確保を図るための将来にわたる財政運営の認識，考えについて所見をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお願ひいたします。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 江幡治君登壇〕

総務部長（江幡治君） 原発事故に対する安全対応策についてのご質問にお答えをいたします。

1点目の原子力発電所の耐震安全性の確認につきましては，東海第二発電所において国が定める原子力施設の耐震指針に基づき，安全性の確認，評価がなされているところでございます。耐震指針を定める際には，地質や断層などを調査した上で定められておりまして，今回の震災前におきましては，平成19年の新潟中越沖地震を踏まえまして調査が行われ，平成22年9月の中間報告におきまして，原子炉などの重要施設について安全性が確保されていることを確認しております。今回の震災に当たりましては，耐震設計上考慮する必要がある断層についての評価がなされ，考慮すべき断層がない旨，5月31日に原子力安全保安委員へ報告されております。

また，対津波対策状況につきましては，緊急対策としまして重要建屋の水密扉への交換，海水ポンプの防護壁等の整備などが実施されております。このほか長期的な対策としましては，15メートルの津波に耐えられる防潮堤を整備することになっております。

2点目，3点目の安全性の確認につきましては，原子力安全協定に基づきまして年間の事業計画，あるいは燃料運搬計画など定例，随時の報告がございします。加えまして年1回の平常時の立ち入り調査を行いまして，施設の運転，保安管理状況等の確認を行っております。また，随時に行う臨時の立ち入り調査では，施設改修時の確認や事故などが発生した際のその事象，対応，原因，措置状況の説明を受け安全性の確認を行っております。

4点目の安全対策についての住民説明につきましては，原子力施設において周辺環境に影響を

及ぼすような事象が発生した場合には、県や関係市町村への説明だけではなく、その経緯や状況、対処、その安全性等について住民への説明が行われるよう要請してまいります。

5点目の放射線の知識を有する職員の配置につきましては、JCOの事故を契機としまして、平成12年から県原子力協議会から専門の原子力施設安全調査委員1名が週二日配置されております。これにより市の原子力安全体制が充実されてきております。

次に、財政運営の将来計画についてのご質問にお答えをいたします。本市の市民税及び市税の最近5年間の状況についてであります。決算ベースで申し上げますと市民税は平成18年が22億5,000万円。19年度、28億2,000万円。20年度、28億4,000万円。21年度、27億7,000万円。22年度の見込みは26億1,000万円となっております。

市税総額では、平成18年度50億8,000万円。19年度、57億4,000万円。20年度、57億7,000万円。21年度、56億1,000万円。22年度の見込みは54億3,000万円でございます。この間、市民税の税源移譲や定率減税の廃止によりまして、平成19年度と平成20年度に増収となっておりますが、21年度以降は減収傾向に転じております。

その主な要因としましては、景気の低迷や生産年齢人口の減少、地下の下落等によるものと思われれます。今後も生産年齢人口が減少していくとともに、東日本大震災による景気の停滞など市税の減収は避けられないものと考えております。また、東日本大震災による財政事業や地方交付税別枠加算の廃止、合併算定がえの段階的提言などもございますので、一層の一般財源の減少を懸念しているところでございます。

このため、中長期的な財政運営に当たりましては、これまでも財源を確保するために遊休市有地の売り払いや公用車の売り払い、広報紙やホームページへの広告掲載、職員駐車場の使用料の徴収、各種団体の助成制度の活用、国債による基金運用、ふるさと納税、有利な地方債の活用などに努めてきたところでございます。

またこの間、企業誘致、特産品のブランド化、交流人口の拡大、さまざまな少子化人口減少対策などに取り組んでまいりました。一朝一夕に成果があらわれるものではございませんが、これらのことに一層取り組むことにより税収の確保に努めるとともに、歳出面におきましては、指定管理者制度の活用など事務事業の見直し、職員数の削減、計画的な市債発行による公債費の抑制など徹底した経費削減に努め、行政サービス水準を維持してまいりたいと考えております。

また、震災の復興、復旧に係る財源につきましては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律によりまして、より有利な財源を活用していくとともに、総務省に本市の被災状況や財政状況を説明、要望しまして負担の軽減に努めてまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 消防長。

〔消防長 福地壽之君登壇〕

消防長（福地壽之君） 救急医療の充実の中で、ドクターヘリの活用状況についてのご質問にお答えいたします。

ドクターヘリにつきましては、昨年7月1日から運用が開始され、搭乗医師によるいち早い治

療と医療機関への搬送時間の短縮により、多くの救急患者の命を救っているところでございます。運行につきましては、日曜日から水曜日までが国立病院機構水戸医療センター、木曜日から土曜日までが水戸済生会総合病院と2つの医療機関が基地病院となり運行しております。

運行開始から本年5月末までの出動件数につきましては、県内全体で366件、本市においては18件となっております。内訳でございますが、交通事故が8件、急病が5件、労働災害が3件、一般負傷が1件、転院搬送が1件となっております。

ドクターヘリの出動要請基準でございますが、次の要件のうちいずれかに当てはまる場合となっております。

1、生命の危機が切迫しているか、その可能性があるとき。2、重症患者であって搬送に長時間を要することが予想されるとき。3、重症熱傷や多発外傷、四肢切断といったような特殊な救急患者で搬送時間の短縮を図るとき。4、救急現場で緊急診断、処置に医師を必要とするとき。以上の4点でございます。なお、ドクターヘリの要請につきましては、初めに119番を受信する通信指令室や出動した救急隊の判断で行っております。

茨城県ドクターヘリ運行調整委員会につきましては、重立った救急医療機関の病院長、県内26消防本部の消防長、茨城県の担当部課長が委員となり、ドクターヘリの運行が円滑かつ効果的にできるように、運行要領や運行マニュアル等について協議するため、昨年6月28日に設置されております。今年も3月に開催予定でしたが震災のため中止となり、今後の開催については未定となっております。

続いてドクターヘリの市民への広報についてでございますが、昨年の市の広報紙6月号に運行開始について掲載いたしました。ランデブーポイントも増えましたので、今後は広報紙、市のホームページを利用してドクターヘリの活動などを広く市民に伝えていきたいと考えております。

ドクターヘリが離着陸する本市のランデブーポイントでございますが、運動公園や小中学校のグラウンドなど、年間を通して使用できる公共の場所を中心に選定しており、運行当初は24カ所でしたが、多くの地域で利用できるように本年5月までに新たにゴルフ場などを含め36カ所を追加いたしまして、現在60カ所となっております。

議長（茅根猛君） 産業部長。

〔産業部長 井坂孝行君登壇〕

産業部長（井坂孝行君） 耕作放棄地対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の耕作放棄地の現状につきましては、現在、農業委員会において調査を実施中であり、104町内のうち102の町内の調査が完了し、その結果をもとに国が指示する区分けを行っているところであります。

現時点での区分ごとの面積としましては、草刈り等の簡易な作業により耕作が可能となる農地は72ヘクタール、大型機械等で伐根等により耕作が可能となる農地は72.77ヘクタール、森林、原野化により耕作の再開が難しいと判断される農地は155.23ヘクタールとなっており、合計面積は300ヘクタールとなっております。

2点目の耕作放棄地の解消対策についてお答えいたします。

本市の農業の維持につきましては、その解消は不可欠なことでありますが、発生防止も重要であるものと考えております。具体的な解消及び防止策といたしましては、1として平成21年度から国が創設しました「耕作放棄地再生利用交付金」を活用し、現在までに3.5ヘクタールの解消を行っております。

2として、集落が一体となり耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたって持続的な生産活動等を可能とする事業として実施する「中山間地域等直接支払制度」により、40集落が約222.6ヘクタールの解消に取り組んでおります。

3として、昨年度から開始しました「農地利用集積円滑化事業」によりまして、地域農業の担い手により4.1ヘクタールの農地集積を行い解消を図っております。

4として、市が独自事業として創設しました農地バンク制度において、32名が登録する農地8.6ヘクタールのうち農地の利用希望者12名が3.5ヘクタールの契約を行い、耕作を開始しております。

5として、解消及び地場特産物の開発に向け花の講習会を開催し、受講者の18名が54アールの作付を開始するとともに組織としての立ち上げを行っているところであります。

6として、現在圃場整備を行っている町屋地区におきましては、地区内に耕作放棄地は5.4ヘクタールとなっておりますが、事業完了後においては解消が見込めるものであります。

以上、具体的な事業の説明を申し上げましたが、現在、本市の農業政策は圃場整備及び農地の集積化等による生産コストの削減及び地産地消、地産、特産物のブランド化等による農産物の高付加価値化を進め、農業者の所得向上を図ることを目的として展開しております。これらにより農業者の生産意欲の向上及び新たな担い手が生まれ、持続的な耕作放棄地の解消並びに発生防止となるものと考えており、今後とも総合的な農業政策の推進を図ってまいります。

以上です。

議長（茅根猛君） 5番鈴木二郎君。

〔5番 鈴木二郎君登壇〕

5番（鈴木二郎君） ただいまご丁寧な答弁ありがとうございました。2回目の質問をさせていただきます。

まず、1番目の原発事故に対する安全対応策についてであります。1点目の事故に対する安全性の確認に関する5点の質問につきましては理解をいたしました。

2点目の事故発生時の対応、態勢につきましては、要望を1点申し上げたいと思います。防災計画の見直しに当たりましては、原子力は洪水、津波、土砂等の風水害災害の自然災害と違い、事前の安全確認、チェック体制の整備充実で災害を防止できる部分が非常に大きいことから、原子力災害対策編につきましては、市民の安全が確保できますように見直しを行っていただくよう要望をいたします。

次に、ドクターヘリの活用状況についてでございますが、ドクターヘリの運用につきましては、よく理解をいたしました。再質問と要望を1点それぞれさせていただきたいと思っております。

最初に、1番目の本市における利用状況につきましては、運用開始から本年5月末日までに1

8件ということでございますが、この利用状況を県北地区の常陸大宮市や大子町と比較してみますと、県のデータでございますが、昨年12月末時点で常陸大宮市が開始以来19件、それから大子町が14件ということであります。また、人口比で見ても、これらは非常に利用率が高い状況にあります。これらの点を考えてみますと、当市においてももっと利用要請があってもよいのではないかとと思いますが、難しい点ですけれどもこの点についてどのように考えておられるのかご所見をお伺いいたします。

それから2番目、出勤要請基準、運行基準、これらにつきましては理解をいたしました。要望としましては、市民の皆さんに広くドクターヘリを知っていただき、理解と認識を深めていただくということが非常に大事かと思えます。そしてその利用状況の内容等についても知っていただくという必要からヘリポートがどこにあるのかということも必要かと思えます。こういう観点からPR、広報を広くやっていただければと思えます。先ほどもありましたように、ヘリポートも60カ所に増えているということでございますので、これらも広報紙に載せていくということですが、ひたちなか市も実施しておりますけれども、ホームページにもぜひ掲載するなどしまして充実していただければと思えます。

それから、耕作放棄地の対策につきましては、現状については理解をいたしました。耕作放棄地の解消対策につきましては、さまざまな取り組みをされておられるということに対しまして敬意を表する次第でございます。

1回目の質問でも申し上げましたが、最近の傾向としまして身近な住宅地の近隣に耕作放棄地が非常に散見されつつございます。これらは環境面や火災予防の上からも重点的な対応が必要な状況にあります。また、高齢化や人口減少によりまして、空き家や空き地についても増加の傾向が見られます。これら空き家や空き地の問題につきましても耕作放棄地と同様に環境面や防火、さらには防犯面からも対応が必要に思われます。これらの問題対応についても地権者、所有者へ除草や管理を要請するにも他の県や市町村に転居し連絡がとれず対応しようがないという状況でございます。これらについては法体制の見直しとこれらにより対応を図ることも検討が必要ではないかと考えます。いずれにしましても、消防行政のほかの部門との関連もあり、関係部署との連携協力のもとに行政の横断的な対応をいただくよう要望を申し上げたいと思えます。

最後に、4番目の少子高齢化に対応した財政の将来計画についてでございますが、市の収入の見通し、また中長期計画の財政運営については理解をいたしました。

要望事項を申し上げます。人口減少と少子高齢化に対応した財政の将来計画については非常に重要でありますが大変難しい課題と思えます。市民サービスの維持と健全財政の維持は表裏一体であり、どちらも欠けてはならないことですが、「入りを量りて出づるを制す」という地道な活動を着実に、そしてやるべきことはダイナミックに実行し、市民総意のもと将来に向かって取り組んでいただきたいと思います。

以上、質問と要望を申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。消防長。

〔消防長 福地壽之君登壇〕

消防長（福地壽之君） ただいまのご指摘の中で、ドクターヘリの要請件数の違いについてでございますが、昨年7月からの運行当初においては、各消防本部により要請基準の判断に差があったため、また、管内の重症者を受け入れる救急病院の存在などの事情もあり件数に差が出たのではないかと考えております。

現在は、今までの運行実績の分析により各消防本部とも適切な要請基準の運用が行われるようになりまして、要請の差は縮まってきております。また、管内面積の広い当市消防本部においてはドクターヘリの有効性が最も期待でき、一人でも多くの命を救うため、今後ともドクターヘリの積極的な活用を図ってまいります。

議長（茅根猛君） 次、9番深谷秀峰君の発言を許します。

〔9番 深谷秀峰君登壇〕

9番（深谷秀峰君） 9番深谷秀峰です。通告に従い私の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、消防行政についてお尋ねをいたします。

今回の東日本大震災は未曾有の被害をもたらし、多くの人命と財産を一瞬にして奪い去ってしまいました。特に岩手、宮城、福島各県の津波による大災害は、テレビの映像で何度も報道され、その恐るべき破壊力を我々にまざまざと見せつけたと言えます。そして、時間の経過とともに調査、分析が進み明らかになってきたことは、亡くなられた方の65%が60歳以上の高齢者で死因の9割以上が水死だったということ、つまり逃げ遅れたと見られる高齢者が際立って多かった実態が改めて浮き彫りになったわけです。この大災害に際して、まさにその最前線で活動したのが各地域の消防団であります。津波に襲われる危険を承知でお年寄りの救出に向かった多くの団員たちがいたことを決して忘れてはなりません。

今回、この大震災で一体どれくらいの消防関係者が尊い命を落としたか、皆さんご存知でしょうか。消防庁災害対策本部発表の5月31日時点での消防職員、消防団員の死者、行方不明者数が出ております。消防職員の死者20名、行方不明者7名、消防団員の死者190名、行方不明者59名となっております。このほかにもまだ報告すら出せない自治体があることを忘れてはなりません。そのほとんどは岩手、宮城、福島で、中でも陸前高田市では50人以上もの消防団員が津波に飲まれ亡くなってしまいました。まさしく消防団員としての使命を果たすべく力を尽くした上での悲しい現実であります。

本市においては幸いにもこれほどの悲惨な状況にはならなかったものの、大震災発生直後から消防本部を中心に各消防団の活躍は目覚ましいものであったと思いますが、当時を振り返って出動状況並びに成果等について、まずご報告いただきたいと思います。その中で、こうした地震発生時における消防活動で各分団でも必要性があると思われる装備等については、今後どのように考えていくのかお尋ねをしたいと思います。

また、この大災害を機に、改めて消防団の重要性、必要性が叫ばれていると思います。しかし、今全国的に団員の確保が非常に難しくなっている中で、本市においては今後団員確保にどのように取り組んでいく考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

さらに、以前から言われております消防の広域化の取り組みについては、現在どの程度まで進んでいるのか、広域化によって得られるメリット、またはデメリットについてもお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、文化財保護活動についてお聞きいたします。

今回の大震災では多くの貴重な文化財も失われました。北茨城市では、岡倉天心ゆかりの六角堂が津波に流され、新聞等で波間に沈んでいく衝撃的な姿が報道されました。本日の茨城新聞の一面では、やっと海底調査が始まったということでもあります。

本市においては、国、県、市それぞれの指定を含めて多くの文化財があり、津波による被害がないとしてもそれぞれに被害が出ていることと思ひますが、これまでの調査の状況並びに今後の復旧計画についてお伺ひしたいと思ひます。

その中でも特に、市もその整備に協力してきた水戸徳川家墓所については、面積も広大で地震による墓石の倒壊などが著しい等の報道もあり、被害規模ははかり知れないとも言われておりますが、予算等も含め今後の見通しについてお聞きいたします。

また、こうした大規模災害では、生活基盤の復旧が最優先されるのは当然としても、後世に引き継ぐ貴重な財産である文化財の復旧も決して忘れてはならないことでもあります。国、県、関係機関を含めた市としての迅速な対応が望まれるところですが、今後の考え方をお伺ひしたいと思ひます。

次に、情報通信施設の整備についてお聞きいたします。

地上デジタル放送の完全移行がいよいよ来月の24日に迫っております。総務省の発表では、全国で昨年末時点での未対応が299万世帯、今月末で111万世帯、4月末時点での未対応は77万世帯と、時間の経過とともに未対応世帯は減少しているものの、新たな難視聴地域への対応や高齢者世帯への対応等を含めると、実際のところ7月24日にテレビが視聴できない家庭が出てきてしまうのではないかと危惧をしております。そこで、本市においては現時点でどのくらいの難視聴世帯があるのか、それらについては残されたわずかな時間でどのように対応していくのかお聞きしたいと思ひます。

また、地域間の情報通信格差を是正し、市民が高度情報化社会の恩恵を受けることができるように、市が敷設した光ファイバー網を利用した通信事業者によるブロードバンドサービスが開始されました。当初は、代理店等による過熱気味の営業姿勢に市民から苦情も出ましたが、その後の加入状況は当初予測と比べてどのようになっているのかお伺ひしたいと思ひます。

さらに、この光ファイバー網を有効活用して、携帯電話の不感地域解消も重要になってくると思ひますが、今後の取り組み方についてお聞きしたいと思ひます。

最後に、今回の東日本大震災発生時に、本市における防災システムで気になった点が1つあります。それは、こうした大規模災害時、緊急時の通信機能の不備であります。特に本庁と支所間の通信が途絶えてしまうような状況があったことは、今後何らかの対応策を早急に考えていかなければならないと思ひますが、考え方についてお聞きしたいと思ひます。

以上、ご答弁をお願いいたします。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。消防長。

〔消防長 福地壽之君登壇〕

消防長（福地壽之君） 消防行政についてということで、ご質問にお答えいたします。

初めに、東日本大震災の出動状況及び成果についてでございますが、消防本部では、3月11日の地震発生直後から消防活動が落ち着きました13日までの三日間の出動状況でございます。幸いにも火災等についてはございませんでした。

次に、救急出動ですが、救急車が足りなくなり消防車両も出動しての出動件数となりますが、三日間で60件となっております。倒壊家屋からの救助活動は2件となっており、山下町で2名を救出、内田町では1名を救出し病院に搬送いたしましたが、残念ながら尊い命が失われてしまいました。

これらの活動、被害につきましては、倒木等の危険排除と倒壊建物、がけ崩れなどの危険箇所への立ち入り禁止区域の設定、在宅介護者への酸素ボンベ、発電機の貸し出し、市役所、避難所への生活水の搬送、病院への医療用水の搬送、電話での連絡ができなくなった市内救急病院に対し連絡要員の配置、ガソリンスタンドなど危険物施設の二次災害防止のため、23カ所への緊急立ち入り検査などを実施しております。また、市民の避難場所として庁舎を開放し、約60名の避難住民を受け入れております。

続きまして、消防団につきましては、11日の地震発生直後から管轄区域の巡回を昼夜において実施し、倒壊建物、要救助者の確認、危険箇所の確認、ひとり暮らしの高齢者の安否確認等を実施しました。この中で2名の高齢者について消防団の無線による救急要請が行われ病院へ搬送しております。

さらに、里美地区では一時期電話が不通となり119番通報ができないため、代わりにLANの無線で要請できるように、復旧するまでの間団員が器具置き場に終日待機いたしました。電力の供給が始まってからは通電火災に対応するため、各分団が管轄区域の巡回広報を実施しております。

このたびの震災では、各地区の消防団員が自分の地域は自分たちで守るという高い志により、延べ2,600名余りが活動し、市民の安全確認や出火防止に重要な役割を果たし、火災等の二次災害を防ぐことができたと考えております。

また、現在の消防団に配備されている機材につきましては、火災に対することが基準となっているため、今後更新する車両からは、救助に必要な資機材を積載できるよう検討してまいります。

次に、団員確保に向けての今後の取り組みでございますが、このたびの震災では、広範囲の災害の中で、地域の消防団員の果たした役割は大変大きなものであり、消防団員の確保は緊急の課題であると考えております。特に、消防団員のサラリーマン化に伴い、昼間の災害に対する団員や過疎化、高齢化、人口減少に伴う団員の確保はますます難しくなっております。これを解消するために、経験豊かな消防団のOBを災害時のみに活動するなど一定の条件のもとで活動する機能別消防団員として採用することにつきましても検討してまいりたいと考えております。

また、消防団協力事業所などの制度の周知、消防団活動に対する理解を深めるための広報につ

きましても、あらゆる機会を通して実施し、団員確保に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、消防広域化の進捗状況でございますが、平成20年3月に県内を5ブロックにする茨城県消防広域化推進計画が策定され、平成24年の実施に向け計画を進めているところでございます。

広域化によるメリットといたしましては、多くの消防資機材を効率よく運用できること、消防署の配置などバランスよくできること、事務の効率化が図られ費用が軽減できることなど、スケールメリットが多く見込まれます。また、デメリットにつきましては、管轄が広範囲となるため、これまで市町村で行ってきたサービスが維持できない場合が出てくることなどが考えられます。当市は日立市を中心とした県北ブロックに入っておりますが、昨年からの会議等につきましては開催されておらず、目標の平成24年に広域化を実現することは、現在のところ非常に困難であると考えております。

議長（茅根猛君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 東日本大震災による文化財等の被害状況並びに今後の復旧計画についてのご質問にお答えいたします。

東日本大震災により、本市の建造物、史跡、彫刻等を中心に多くの文化財が被害を受けており、その状況把握に努め、国指定では4件すべて、県指定は43件中7件、市指定は90件中6件、国登録は14件中4件、合わせて21件の被害を確認いたしました。

特に大きな被害を受けましたのは、国指定史跡水戸徳川家墓所であり、初代頼房公、二代光圀公の墓所等の石垣の崩落が5カ所、墓石の倒れが8カ所を初め、多くの墓所で石垣や墓石がずれなどの被害がありました。今後所有者において詳細調査を実施し、文化庁の指導をいただきながら水戸徳川家墓所保存整備計画策定委員会において、これから復旧に要する経費を算出するとともに工事計画を策定し、できれば今年度から復旧作業に着手する予定としております。

なお、水戸徳川家墓所の復旧に当たりましては、JR東日本鉄道文化財団の支援事業として、「常陸太田市水戸黄門のみち整備事業」で今年度応急の防災工事を実施するとともに、公益財団法人徳川ミュージアムでは、現在独自の寄附金募集活動を実施し、復旧整備に努めているところでございます。

その他国指定文化財では、太田一高の旧講堂のかわらぶき屋根が崩れ、内部のしっくい壁の崩落や亀裂が多数見られ、また、佐竹寺本堂では、部材の落下や板壁にすき間が生じるなど、西光寺の薬師如来座像は、像の後背に亀裂が生じる被害を受け、これらの国指定登録文化財については、既に文化庁調査官の現地調査をいただいているところであります。また、県指定文化財は、西山荘堀江家書院、阿弥陀堂の本堂、楼門等で壁や柱に亀裂が生じるなどの被害を受けております。このため、県、市指定の建造物につきましては、文化財建造物の保存と修理の専門家に現地調査をお願いし、被害状況の詳細と復旧方針等について検討をしていただくとともに、文化庁の文化財ドクター制度により、6月上旬に派遣された専門家にも被害状況を把握していただき、文化庁まで報告がなされているところでございます。

今後の復旧計画でございますが、文化庁の調査官による被害状況の確認、調査の結果を踏まえるとともに、指導をいただきながら復旧を図ってまいります。一方、軽微な被害につきましては所有者と協議を行い、市教育委員会文化財担当職員の立ち会いのもとに復旧を進めているところであります。

なお、復旧に当たって多額の経費が必要とされる国指定及び登録文化財等につきましては、過日市長が総務省を訪問し、文部科学省への働きかけと全額国庫負担の要望をしておりますので、国の補助制度が確定し次第、早期の復旧に取り組んでまいりたいと考えております。

また、市内には、指定登録は受けていなくても、地域の歴史や文化を知る上で貴重な資料が数多く存在しておりますので、これらが震災の影響で散逸してしまわないよう広報紙等を用いて市民の皆様呼びかけ、収集保存に取り組んでいるところでございます。

議長（茅根猛君） 副市長。

〔副市長 梅原勤君登壇〕

副市長（梅原勤君） 地上デジタル放送難視聴地域への今後の対応についてのご質問にお答えをいたします。

本市におけます地上デジタルによる難視聴地域は、現在29地区590世帯でございます。これらの地域への対策でございますが、1つとして、共聴組合による共同受信施設の設置、2つといたしまして、戸別の世帯における高性能アンテナの設置、3つとして現在のBS放送で受信することができるセーフティネット対策事業等を進めておるところでございます。これらによりまして、すべての世帯で地デジ放送を受信することができるようになります。

これらの事業につきましては、広報紙やお知らせ版、それから市と総務省による対象地域への説明会、戸別訪問、本庁並びに各支所、地区公民館等での相談窓口の開設等で周知をしてきたところでございます。また、高齢者世帯の方々につきましても民生委員さんの常日ごろの見守り活動等の中で地デジ対応状況の確認等をご協力いただいているところでございます。

地デジへの移行まで40日余りとなりました。本日6月15日から本庁及び各支所におきまして、総務省の協力を得て再び相談窓口を開設してまいりますけれども、全家庭で見ることができるよう万全を期してまいりたいと思います。

続きまして、光ファイバー網整備後のブロードバンドサービス加入状況及び問題点についてのご質問にお答えをいたします。

平成22年度に市が整備をいたしました常陸太田地区内の佐都地区の一部と河内地区、それから金砂郷地区、水府地区及び里美地区における加入申し込み状況でございますが、5月23日現在で1,321件、加入率で16.8%となっております。これは目標値の14%を既に超えているということになるわけでございます。一方、昨年の説明会の後、通信事業者の代理店やプロバイダなどの加入申し込み勧誘が増えておりまして、一部のプロバイダには過剰な営業活動も見受けられたことから、広報紙等により注意を呼びかけているところでございます。

次に、光ファイバー網のブロードバンドサービス以外の活用といたしましては、携帯電話の不感地域を解消するため、光ファイバー網を使用した小規模基地局を整備する「携帯電話等エリア

整備支援事業」を実施いたします。今年度は上高倉町の安寺地区，持方地区に各1局を設置し，来年度以降他の不感地帯につきましても整備を進めていくこととしております。

議長（茅根猛君） 総務部長。

〔総務部長 江幡治君登壇〕

総務部長（江幡治君） 情報通信施設整備についての中の大規模災害時における緊急通信システムの必要性についてのご質問にお答えをいたします。

今回の震災におきましては，大地震発生直後，電話などが非常につながりにくい状況にあったため，支所などとの連絡がとれない時間帯が発生したような状況がございました。このため里美支所とは消防の里美出張所に配備してあります衛星電話を活用するなどしまして通信の確保に努めてまいったところでございます。また，本庁，支所間の連絡ではございませんが，アマチュア無線につきましても職員のアマチュア無線クラブの協力を得ながら一部で利用してきた経過もございませう。

災害時の情報伝達手段の確保は大変重要なことでございませうので，防災計画の見直しに合わせまして，アマチュア無線の活用なども含め再度調査，検討し，災害時の確実な情報伝達手段の確保を図ってまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 9番深谷秀峰君。

〔9番 深谷秀峰君登壇〕

9番（深谷秀峰君） ありがとうございます。消防行政について再質問並びに要望させていただきます。

私も26年間消防団でお世話になりました。何度か危険な目にも遭いましたが，今思うと本当に貴重な体験をさせてもらったと思っております。その感謝の意味を込めまして再質問させていただきます。

今回，先ほど述べたように，津波によって本当に多くの団員が命を落としました。いろいろ調べると，停電で緊急用のサイレンが鳴らなくて，詰所の隅においてあった半鐘を抱えてやぐらに上って鐘を鳴らして，そうしているうちに津波に巻き込まれたという団員もいるそうです。私は今回の消防団員が受けた悲惨な状況を何かの機会での本市の消防団員にも伝えていただきたいなど，そう思うわけでありませう。

先ほど答弁にあったように，今の消防団員の減少は対象者がサラリーマン化しているということもあるでしょうけども，私は今回の被災地に行って炊き出しや瓦れきの撤去などに励んでいる若者の姿を見ると，今の若者だって決して奉仕の精神がないわけではないと思うんです。やはり消防団に対するイメージがどうしたわけかいまいち暗いというか，やはりPRの方法を根本的に変えないとだめですね。

私，役員として勧誘に歩いてよく言われるのは，消防に入ると危ないと言うんです。危ないのは当たり前なんですよ。危ない橋を渡るのが消防団員なんですけども，それを心配する人もいます。あと一つは，無理やり酒を飲まされる。今はこれはないです。まだそういう古いイメージが残っているんですよ。それをどうにか変えていくようなPR方法をやっていただきたい。

根本的に市でできるものと県でできるものと国じゃないとできないものがあると思うんで、1つ例を挙げれば、市で言えば「広報ひたちおた」の最後のページの裏側に、毎回地域で頑張る若者の記事が載っていますよね、写真入りで。あれを消防団員の若い人をぜひ載せてくださいよ。あと一つは、新聞、ラジオ、テレビです。そういうマスメディアを利用したPR活動を上のほうに伝えていただきたいと思います。有名タレントを活用してコマーシャルを流せば、私、ちょっとイメージが変わると思うんですよ。ぜひ検討していただきたいと思います。

あと一つ、お聞きしたいと思います。何度も言うようですが、消防は危険なこともあります。ただ、住民の生命と財産を守るという使命感、これがなければ消防団員じゃないとも言えるわけですよ。その使命と安全確保の両立をどうやっていくか。今回命を落とした消防団員だって危険なのは承知で行ったわけですから。ですから私は、今後新入団員で消防団に新しく入ってくる団員、何かの機会に消防団員としての使命感と安全確保を徹底してもらいたい。この点について消防長の考え方をお聞きしたいと思います。

議長（茅根猛君） 答弁願います。消防長。

〔消防長 福地壽之君登壇〕

消防長（福地壽之君） ただいまの深谷議員のご意見ですが、大変心に痛いところがございます。私たちも消防団員が不足しているので募集をしております。先ほど言ったようにイメージが暗いというようなこともございます。そして私がそういった募集の中で一番経験しているのは、実は「おたくのお子さん、ぜひ入ってくださいよ」と言うと、親がだめというのが結構多いことがあります。これはやはり親の代の方が昔の消防団のイメージを持っていて、自分の息子にはさせたくないというようなイメージを持っているからだと思います。そういったイメージをぜひ払拭しようと思ひまして、やはり女性消防団の採用とか、そういったことも進めてまいりました。今後もそういったことで市民に対しては、先ほどご提案がありましたように、市報を通じてのPR、そういったことも進めてまいりたいと思います。

それと消防団員の安全の確保ということなんですが、これにつきましては、新入団員の教養訓練等がありますので、その時点で、人を助けるためには自分の命を投げ打つ前に安全性を確保してから助けるというのが基本でございますので、そういったことを徹底していきたくと思います。また現在は、各地区でのそれぞれの地域に合った訓練も実施しています。その中では、消火ばかりでなく山岳救助とか水難救助とか、そういったものもやっております。そういった中で、自分の安全を守りながらいかにして人を助けるかというようなことを学びながら一人でも多い命を助けるということで、意思を統一して消防本部、消防団、一緒にやっていきたいと思ひますので、今後ともよろしく願ひします。

議長（茅根猛君） 9番深谷秀峰君。

〔9番 深谷秀峰君登壇〕

9番（深谷秀峰君） 最後に、1点要望をさせていただきます。

団員確保は基本は20代、30代の若者が基本だと思うんです。確かに機能別団員もいいでしょう。私も応募したいと思ひます。女性消防員もいいと思ひます。ふだん若い人たちは地元にい

ませんから。ただそれはまた別で、やはり基本は若者ですよ。若者が入らない消防団は10年先、20年先はもう存在しないと思いますよ。その基本だけは絶対忘れないでもらいたいと思います。ですから、そういう若者が喜んで入れるような明るい消防団をぜひ作ってくださいよ。

以上要望して私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（茅根猛君） 次、4番深谷渉君の発言を許します。

〔4番 深谷渉君登壇〕

4番（深谷渉君） 公明党の深谷渉でございます。ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

まず最初に、今回の東日本大震災で亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災者の方にご健康と安穩を願いお見舞い申し上げます。

私の友人の両親も車に乗せられ逃げる途中で津波にのみ込まれ亡くなりました。その余りにひどい惨状に言葉を詰まらせていました。今回ほど無力を感じたことはありません。そのような中、市長を初め職員の方が昼夜を問わず復旧に当たられたご苦労に深く感謝申し上げます。

市議会からの要望書の中に、地域防災計画の見直しについてのご回答がありました。読ませていただきました。その後、6月9日、茨城県議会の中で橋本知事は、津波災害や原子力事故などの複合的な災害にも迅速、的確に対応できるよう年度内をめぐり防災計画を見直すと述べております。地域防災計画の見直しという大きな問題は、国の地方防災管理の動向を注視していく必要がありますし、県との連携も必要不可欠であり、そう簡単ではないことは理解しているつもりであります。

しかし、今すぐできることもあるはずですよ。住民の命と財産を守るのは住民と直接向かい合っている地方自治体の責務であります。心して私たちは本市の防災力を検証しながら、身近でできることから具体的に取り組む必要があります。地方自治体が突如ある震災に強い防災力のあるまちづくりに歩み出すことこそ、東日本大震災で亡くなられた方々や行方不明の方々を含め、2万3,000人余の尊い命に報いる道と信じております。

週刊ダイヤモンド5月14日号は「あなたの街は安全か？ 震災に強い街」特集でありました。その中で安全、安心の町の指標として4つの指標を挙げております。1つ目は、防災拠点や水道管などの耐震率をはかる「ハード力」、2つ目は、防災の予算を組む財政余裕度をはかる「財政力」、3つ目は、住民による防災組織などの充実度をはかる「人的ソフト力」、4つ目は、災害の被害想定やエリア別危険度リストを作成し、住民と情報を共有しているかをはかる「情報ソフト力」であります。3つ目の「人的ソフト力」と4つ目の「情報ソフト力」に関しては、財政力やハード力に影響を受けないで住民との協働で取り組み、住民との協働で築き上げることができます。そこで、今回の震災でこの視点から何を学び、どうしていくべきか、ご所見を伺います。

2つ目の洪水・土砂災害のハザードマップの見直しであります。現在、市内に配られ、またホームページにも公開している洪水・土砂災害ハザードマップに関して、その発生条件をお示しいただきながら、このマップで想定外の災害に見舞われたときに市民を被害から守れるのか、今回の震災でどのような新しい条件を設定し、実効性のあるマップとして見直さなければならないの

か、そのお考えをお聞かせください。

3点目に、身近な自然エネルギーの確保と活用についてであります。今回の震災で、私たちも数日間の停電で電気が現代社会の生活にいかに必要不可欠なものを改めて認識させられました。また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う電力不足が懸念され、電気に対する考え方を変えなければならないときにきております。現行のエネルギー政策を見直す動きが出ている中、自然エネルギー発電が今まで以上に注目されております。

しかしながら、太陽光発電等の自然エネルギーが国内エネルギー全体に占める割合は、2009年度のエネルギー白書によれば3.36%にしかありません。この自然エネルギー全体の中で、太陽光発電が占める量は6.3%なのに対し、約47%にも上る比率を占める自然エネルギーがあります。それは小水力発電です。この小水力発電の有効性が改めて注目されてきております。

小水力発電とは、巨大なダムに水をためるのではなく、自然の川や用水路の落差、流れを利用して水車を回す小規模な水力発電です。欧米ではかなり大出力の施設もございますが、日本では出力1,000キロワット以下の施設とされております。

行政の取り組みで有名なのが山梨県都留市の取り組みであります。市役所の前に流れる家中川に水車を設置し、ここで発電された電気を市役所で活用しております。特徴的なのが発電所建設を市民参加型としたことです。建設財源としては、市民参加型ミニ公募債「つるのおんがえし債」を発行したところ、募集枠の4倍以上の応募があったそうであります。また、発電した電力をグリーン電力証書として発行し、それを買い取ってもらうことでその購入者が環境に優しい価値を持つグリーン電力を使用しているとみなすことのできるシステムを利用しております。自然エネルギーから発電された環境付加価値を最大限に生かしております。

本市も以前より小水力発電を行っておりますが、水の豊かな地形を生かし、小水力発電を含む自然エネルギー発電に新たな考え方を導入し、さらなる自然エネルギー確保を目指すべきと考えますが、ご所見をお伺いします。

4つ目の水道施設・管路の耐震化と発電設備の対策についてでございます。先ほど紹介した週刊ダイヤモンド「あなたの街は安全か？ 震災に強い街」の特集の中で、「安全安心の街」の4つの指標のうちの1つが、防災拠点や水道管などの耐震率をはかる「ハード力」であります。東日本大震災で本市の水道もしばらく断水をいたしました。関係者の昼夜にわたる作業により長期化は避けられました。感謝申し上げます。そこで、本市の水道管やその継手の耐震化、水道施設そのものの耐震化について、現在の状況と今後の耐震化計画をお伺いいたします。また、復旧のために発電設備の増強についてはどのようなお考えでしょうか。あわせてお伺いいたします。

3つ目に、本市の災害備蓄品についてお伺いいたします。今回の東日本大震災の発生時点で、本市ではどこにどれだけ災害用の備蓄品が用意されていたのでしょうか。また今回の震災後、これらの備蓄品に対して保管場所やその量や種類、さらに追加すべき備蓄品の検討は考えられたのでしょうか。ご所見を伺います。

6点目、指定避難所への井戸・発電機等の整備についてでございます。指定避難所での防災井戸等の設置を提案いたします。それが難しければ、昨日も同僚議員から提案がありましたように、

避難所周辺でのご家庭で井戸所有者に対しての災害時に利用させてもらう利用登録制度の考えはいかがでしょうか。井戸水はそのままで飲み水として利用できないことが多いですが、飲み水利用のときは沸騰させることを条件に利用いたします。当然ポンプを動かす発電機とその他の電気機器のための発電機の整備も必要ではないでしょうか。ご所見を伺います。

大きな2つ目、被災者支援システムの導入についてでございます。1995年の阪神淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発した被災者支援システムは、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで罹災証明の発行から支援金、義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去、固定資産税の減免等に至ることまで一元的に管理できるシステムであります。このシステムを全国の地方公共団体が無償で入手し、災害時に円滑な被災者支援ができるよう総務省所管「財団法人地方自治情報センター」が、地方公共団体業務用プログラムライブラリーに登録し、2009年1月には、総務省が被災者支援システムバージョン2をおさめたCD-ROMを全国の自治体へ無償配布いたしました。

今回の東日本大震災後の3月18日には、民間事業者でも利用できるようにシステムの設計図であるソースコードを公開しました。しかしこのたびの東日本大震災前まで同システム導入の申請のあったのは、約220自治体にとどまっておりました。そして震災後、このシステムの必要性の認識が高まり、導入申請する自治体が増え、5月26日現在300に達していると伺っております。

400人を超える犠牲者が出た岩手県宮古市では、4月下旬から稼働させました。担当者は、「このシステムがなければ表計算ソフトに被害状況を一つ一つ手入力しなければならず、手間が大分省ける」と歓迎しております。庁舎が被災した福島県須賀川市では、罹災証明の発行と義援金支給の担当課が別々の場所にあるため、当該システムに接続した端末を各所におき、罹災証明発行とほぼ同時に義援金が振り込めるようになったとっております。今回の震災で、改めて平時から災害時に住民本位の行政サービスが提供される体制づくりを進める必要性が高まっております。阪神淡路大震災の教訓と実践に裏打ちされた被災者支援システムを平時に導入し、運用していくことが極めて有益だと考えますが、ご所見を伺います。

大きな3つ目でございます。学校での放射線基準についてであります。

文科省が示した被曝量について。5月27日、文部科学省高木義明大臣は記者会見で、「今年度学校において、児童生徒が1年間に浴びる放射線量について、上限20ミリシーベルトの基準は変えないものの、1ミリシーベルト以下に抑えることを目指すこととし、また、校庭等の土壌に関して児童生徒の受ける線量を低減する取り組みに対して、学校施設の災害復旧事業の枠組みで財政的支援を行うことといたしました」と発表しました。

年間1ミリシーベルトの基準に実質引き下げという内容であり、私ども公明党の意見を取り入れた内容でありました。しかしその内容は抽象的で、学校関係者で測定されている時間当たりの線量では、何マイクロシーベルトが基準になるのか、現場では混乱が広がっております。そこで本市では、この放射線被曝量基準に対してどのようなご見解なのかお伺いいたします。

2点目に、児童生徒の被曝量の考え方についてであります。高木大臣の会見に同席した鈴木副

大臣は、「財政支援する対象につきましては、土壌に関する線量低減策が効果的ということとなる校庭、庭園の空間線量率が、毎時1マイクロシーベルト以上の学校とし云々……」と発言しております。そうすると、今回の時間当たりの線量の目安は、毎時1マイクロシーベルトということになります。なぜこうした基準値ができたのかは全く触れておりませんので無責任と言うしかありません。

毎時1マイクロシーベルトを今までの考え方で計算すると、年間5.25ミリシーベルトになり、年間線量の5倍以上になります。本市での考え方はどのようなのでしょうか。本市の校庭でのデータ等を参考に、この考え方をご教授いただきたい。そして本市の校庭が安全であることをお伺いいたします。

3つ目、児童生徒の被曝量低減についてでございます。放射線量の測定は、同一地域であっても場所によって大きく違うことがわかっております。ある家庭の室内で測ったところ、2階の窓側の放射線量が非常に高かった家があります。原因は雨どいにたまっている土でありました。放射線量が多いときに雨に混じって降った放射線が雨どいに残っている土に含まれていたのです。そういう意味から、学校等では校庭に限らず、校舎の屋上やその他雨水のたまりやすい場所などの放射線量を意識的に測定していただきたいと思います。このことを踏まえ、本市としてさらに児童生徒の放射線量被曝量の低減策をどのように図っているのかお聞かせください。

4つ目、不育症対策についてでございます。

不育症の認識についてであります。この質問通告をした二日後の6月9日の茨城新聞生活面に、不育症について名古屋市立大学の研究チームの調査が公表されておりました。「妊娠はするが流産や死産を繰り返す不妊症の経験者は国内に140万人おり、年間3万人が新たに発症している」と見られている」との調査結果であります。不育症患者の方は、離婚率が高いなど別の意味で深刻な影響もあるようです。一般に2年間避妊せずに夫婦生活を送っても妊娠しない不妊症とは違い、不育症はいまだに医師を含めて認知度が低いのが現状であります。そこでこの不育症についてどのような認識を持たれているのかお伺いいたします。

2つ目、不育症の治療についてであります。先ほどの調査では、自分は不育症だと認識し、きちんと適正な治療を受ければ最終的には9割が出産しているとのデータもあります。同大学病院の杉浦産婦人科教授は、「不育症でも85%は出産可能だ」との見解を示しております。不育症の原因は、胎児や夫婦の染色体異常などさまざまに挙げられます。現状での治療方法等についてお伺いいたします。

3点目は、不育症治療の公費助成についてであります。不育症の患者は流産を繰り返して精神的に落ち込んだり、出産に100万円以上の検査、治療費がかかり、経済的に大変な状況であると聞いております。運よく不育症の専門医と出会い、検査治療の末に待望の赤ちゃん誕生をみた夫婦は、二人目についてはあきらめると言います。通常の出産費用以外にかかる高額な検査、治療費の捻出が困難だからであります。本市は、不妊治療に助成金を出しておりますが、同様にこの不育症にも助成金を出し、少子化対策を強化すべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

最後大きな6番目に、BCP（事業継続計画）の策定についてであります。

このBCPの必要性について、東日本大震災の後にBCP（事業継続計画）が注目を集めております。このBCPとは、地震のような大規模な災害やテロといった不測の事態が発生しても、企業や行政機関が重要事業を継続できるように事前に立てておく計画のことです。事業継続に重点を置いているところが一般的な防災計画とは異なります。欧米などでは、災害時にも事業が継続し、かつ万が一被災した事業が中断しても急速に被災前の状況に近づけられるような事前の備えとしてBCPを策定する企業が増えております。災害時に市民の安全、安心を確保するための防災計画と同時並行に進めなければならない市民サービスである主要事業を継続して行える計画は必要であると思います。本市の考え方を伺いいたします。

事業継続計画の策定についてでございますが、平成22年4月には、内閣府防災担当では、地震災害時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説を策定し、公表、通知をしております。被災した本市としてもこのBCP策定を早急に検討していくべき課題ではないかと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。ご答弁よろしくお伺いいたします。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 江幡治君登壇〕

総務部長（江幡治君） 東日本大震災に学ぶ防災対策についての4点のご質問にお答えをいたします。

1点目の地域防災計画の見直しにつきましては、全体計画につきましては国の指針、県の地域防災計画との整合を図りながら、国、県の見直しに合わせて見直しを行ってまいりますが、今回の震災の対応を踏まえまして、地域の迅速な被害状況の把握、通信連絡網の確保、避難所の開設、備蓄品、特に自主防災組織との連携やそのあり方などにつきまして、できるところから順次見直しを行ってまいりる考えでございます。

2点目の洪水・土砂災害ハザードマップの見直しについてでございますが、洪水では、国管理の久慈川水系では上流域で二日間の総雨量が235ミリ、県管理の浅川では流域全体で24時間の総雨量が224ミリ、里川では流域全体で24時間の総雨量が269ミリの想定で氾濫したときの水深を表示しております。

また、土砂災害では、最も警戒が必要な特別警戒区域の場合は、高さが5メートル以上で斜度が30度以上の斜面を危険区域として指定しております。これらをマップとして作成し公表することにより、大雨のときなどのいち早い避難のための資料として活用していただくことを目的としております。

ハザードマップは、国や県のデータに基づき作成しておりますので、これらの修正、追加があった場合に見直すこととしております。

一方、今回の震災によりまして、堤防などが被害を受け緊急対策工事が行われている状況がございます。暫定的であります。気象庁では大雨警報や洪水警報、土砂災害警戒情報の基準を引き下げております。また、国土交通省の河川警戒に当たっても水防団待機水位などを1メートル引き下げるなどの対応がとられておりますので、出水期に向けましては適切な対応を図ってまい

りたいと考えております。

3つ目の災害備蓄品につきましては、市地域防災計画に基づきまして整備を行ってまいりました。具体的には、食料品としまして乾燥おかゆ、ドライカレー、クラッカーを9,000食、災害用毛布を1,000枚、県からの貸与品であります、原子力備品としまして発電機、拡声器、簡易型防護服、防じんマスク、ポケット線量計、サーバイメータなどを本庁並びに自然休養村管理センターにおいて備蓄をしてまいりました。しかし、今回の震災を踏まえまして、地域防災計画を見直す中で、品目、備蓄数量、配置場所等について検討、見直しを行ってまいりたいと考えております。

4点目の指定避難所への井戸・発電機等の整備につきましては、今回の震災で水道水の断水により井戸が有効に活用された例を伺っております。本市でも災害時の協力を前提としまして、民間の井戸の水質検査を行ってきております。この検査の結果、飲料水に適している井戸が少ないという状況でございます。また、飲料に適している井戸にありましても、今回の地震によりまして濁りのため飲料水として使わなかったというようなことも聞いております。また、市役所の敷地内に掘ってある井戸につきましても飲料に適さないような状況でございます。このようなことから、多くの井戸水につきましては、生活用水としての利用は可能と思われませんが、飲料水とすることは取り扱いに注意が必要と考えますので、今後の研究課題としてまいりたいと考えております。

次に、避難所への発電機等の整備につきましては、地域防災計画見直しの中で、保守管理や保管場所等を考慮しながら主要避難所への備蓄品等の分散配備のよしあし、あるいは自主防災組織における防災資機材の整備支援とあわせまして検討してまいります。

次に、被災者支援システムの導入についてお答えをいたします。被災者支援システムにつきましては、罹災証明書発行時に住民基本台帳や課税台帳と連動させ、発行事務の効率化を図るとともにデータを被災者に関するその他の事務処理のため共有化を図り、一元的に事務を進めることができるシステムと認識をしております。

本市におきましては、罹災証明の発行が既に9割程度完了している状況にありますので、システムの導入につきましては、情報所管課とシステムの検証を行った上で研究してまいりたいと考えております。

続きまして、BCP（事業継続計画）の策定についてのご質問にお答えをいたします。

行政における業務継続計画につきましては、平成20年に総務省から総務省本省業務継続計画や地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画策定に関するガイドラインが公表されたことなどから、都道府県や政令市、大地震が想定されております東海・南海地域の地方自治体などで策定をされてきております。

行政におきましては、大規模震災発生時など市民の安心、安全な生活を維持し、社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、非常時に優先して行うべき業務や平時から取り組むべき対策などを明らかにしておくものでございますので、今回の震災での経験を踏まえますと、今後この計画策定の重要性が高まってくるものと認識をしております。

県におきましても一昨年、新型インフルエンザが世界的に流行したことを受けまして、昨年3月、強毒性新型インフルエンザ編の業務継続計画を策定しております。また、平成22年度内に地震編を作成する予定でしたが、このたびの震災により計画内容の見直しが必要となり、改めて23年度中に策定をするということ聞いております。

本市におきましても、今回の震災を経まして地域防災計画の見直しを行うこととしておりますので、地震に対応する業務継続計画につきましても、県と関係機関と連携を図りながら、策定に向けた研究、検討を進めてまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 川上明文君登壇〕

市民生活部長（川上明文君） 東日本大震災に学ぶ防災対策についての中身の身近な自然エネルギーの確保と活用についてのご質問にお答えをいたします。

自然エネルギーのうち太陽光発電につきましては、平成22年度から市独自の補助制度を設け、家庭における設置推進を図っているところであります。また、平成22年度には本庁舎を初めといたしまして、峰山中学校、常陸太田駅舎にも太陽光発電設備を設置し、啓発を図ってまいりました。

水力発電につきましては、民間事業者が里川の水を活用いたしまして発電を行っておりますが、大震災以後小規模水力発電についてマスコミ等で取り上げられる機会も増えてきております。

議員ご発言のように、自然の川などを利用した小水力発電は、本市の地形的な特徴を生かした発電方法として有効と考えられますので、太陽光発電などの普及促進とあわせまして、さらに身近な自然エネルギーの確保、活用のため、その推進方策や課題等につきまして検討してまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 上下水道部長。

〔上下水道部長 鈴木則文君登壇〕

上下水道部長（鈴木則文君） 東日本大震災に学ぶ防災対策の中で、水道施設・管路の耐震化と発電設備についてのご質問にお答えをいたします。

まず、管路を除く上水道施設の耐震化についてでございますが、建築につきましては昭和56年6月改正、そして土木、水道につきましては、平成9年3月改正の新耐震基準以前に設計されました主要な施設、12施設ございますが、これにつきましては、平成17年度より耐震診断を実施し、残りが2施設の診断を平成26年度に完了する計画でございます。

診断が済んだ施設のうちレベル2地震動 これにつきましては、構造物の耐用期間中に発生する確率が極めて少ないと考えられる地震でありまして、震度階7相当とかなりの激震ということになりますけれども、これに相当する部分がレベル2でございます これに対応するための耐震補強が必要と診断された施設については、瑞竜浄水場の管理棟、それと瑞竜浄水場上流水系の浄水施設、久米浄水場のナンバー2の配水池の3施設でございます。このうち瑞竜浄水場管理棟につきましては、平成20年度に耐震補強工事を完了しております。残る2施設の補強につきましては、バックアップ体制ということで、耐震補強のためには対象施設の運用自体を停止しな

ければできませんので、このため新設の浄水場からの水運用、そして水需要のバランス等を考慮して、その整備状況と水需要を見きわめながら今後検討してまいりたいと考えております。

次に、管路の耐震化についてでございますけれども、平成15年度より配水管、給水管ともに耐震管を採用しております。今後につきましては、計画路線はもとより、道路改良工事、下水道工事等に合わせて効率的に耐震化を進めてまいります。なお、簡易水道につきましては、各施設の管理棟につきましては新耐震基準で設計しております。しかし、その他浄水施設、配水施設等については、水道の新耐震基準以前の設計が多いということで、今後計画的に診断を実施する予定でございます。

次に、発電施設につきましては、停電時における安定給水のためには非常に有効な設備と考えております。このため非常用自家発電設備を備えていない瑞竜浄水場は平成26年度に、代表的な水源ということで茅根の取水場につきましては平成28年度に導入を計画しているということでございます。

議長（茅根猛君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 学校での放射線基準についてのご質問にお答えいたします。

初めに、文部科学省が示しました年間被曝線量の目安でございますが、4月19日付福島県内の学校等の校舎、校庭等の利用判断における暫定的考え方についての通知におきまして、校庭、園庭での測定値が1時間当たり3.8マイクロシーベルト以上の場合は屋外で8時間、木造家屋内で16時間過ごすと仮定した場合に、国際放射線防護委員会が定める非常事態収束後の参考レベルにおける一般人に適用される放射線量の上限である年間20ミリシーベルトとなることから、この場合は校庭等での活動を1日当たり1時間程度に制限することにより、できる限り児童生徒の受ける放射線量を減らしていくこととされております。

また、これらの暫定的な目安につきましては、より安全性の厳格な方向に見直していくこととされております。これらの考え方から5月27日付で通知されました福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応におきましては、暫定的考え方で示した目安について、今年度学校において児童生徒が受ける線量について、当面年間1ミリシーベルト以下を目指すこととされたところでございます。

今回示されました年間1ミリシーベルトの目安は、一般公衆の線量限度とされるもので、市教育委員会といたしましても国と同様の認識に至って対処してまいりたいと考えております。

次に、本市の幼稚園、小中学校におきまして、園児、児童生徒が受ける放射線量でございますが、5月30日から6月1日の間に実施いたしました2回目の測定結果のうち、文部科学省の測定基準と同様に地上50センチメートルで測定したものの中で、最も高い値でございます1時間当たり0.138マイクロシーベルトを用い、1日のうち屋外で8時間、木造家屋内で16時間を過ごすと仮定し、木造家屋内の放射線量は、屋外の線量の40%として試算いたしますと、年間0.725ミリシーベルトとなっており、年間の目安でございます1ミリシーベルトを下回っているところであり、現在のところ屋外で通常どおり活動してよいものと認識しております。

最後に、本市の児童生徒等が受ける放射線量をさらに少なくするための措置といたしまして、各学校長、幼稚園長に対して、校庭、園庭等での屋外での活動後には手や顔を洗いうがいをする。土や砂を口に入れないように注意する。土や砂が口に入った場合はよくうがいをする。登校、登園時、帰宅時にくつの泥をできるだけ落とす。土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める等の対応について徹底するよう指示を行ったほか、プール清掃におきましても、児童生徒が汚泥に触れないよう配慮したところがございます。なお、水泳授業につきましては、文部科学省の基準に基づき、安全性の確認ができるまでの間は実施しないことといたしました。

議長（茅根猛君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 不育症対策の中のご質問の中で、不育症治療の認識についてのご質問にお答えいたします。不育症は流産や死産に関心がなければ一般には認知されていない疾病でございますが、市では保健師が行っております母子保健相談において2回連続しての流産、死産の相談があった場合には、不育症が疑われるということから産婦人科における受診、相談を勧めております。

次に、不育症の治療についてのご質問にお答えをいたします。不育症につきましてはさまざまな原因がございますが、また、同様に治療方法もさまざまあるようでございます。現在、厚生労働省研究班による不育症治療による再評価と新たな治療法の開発に関する研究が進められており、研究の中では不育症の原因として子宮形態異常や胎児や夫婦の染色体異常などが多いとされる一方で、65%が原因不明や偶発的な流産ということが報告されております。

不育症治療の効果でございますが、効果が高い治療については83.6%との報告がされている一方で、子宮形態異常が原因の場合の治療については、その効果が63.0%、染色体異常が原因の場合では51.6%と、その治療効果もばらつきがあるという報告がなされております。また、夫婦染色体異常や原因不明の場合はカウンセリングのみの治療となるなど、まだまだ原因や治療方法、効果も含めて研究段階にあるとの報告がなされております。

続きまして、不育症治療費の公費助成についてのご質問にお答えを申し上げます。不育症治療は、ただいま申し上げましたとおり研究段階でございます。また、現在実施しております14回の妊婦健診結果の中で、残念ながら出産までに至らなかった方の状況等について調査を行いまして、その結果などを踏まえて助成の必要性について検討をしてみたいと思います。

議長（茅根猛君） 4番深谷渉君。

〔4番 深谷渉君登壇〕

4番（深谷渉君） ただいまご答弁大変ありがとうございました。

1問目の東日本大震災に学ぶ本市の防災対策についてでございます。要望と2回目の質問をさせていただきたいと思っております。要望として、この震災を通して多くの職員の方があの時このように行動すればよかった、また、こんなものを準備しておけばよかった等々、この震災に学んだことがたくさんあると思っております。ぜひとも市として細かくこれを集大成していただきたいと思っております。本当に一つ一つできることから始める、それが基本的な姿勢ではないでしょうか。細かく言

えば、1つは避難所の運営協議会を開くとか、そういった等々あると思います。ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

3番目の身近な自然エネルギーの確保と活用について、2つ目の質問をさせていただきます。少し触れましたが、グリーン電力は資源エネルギー庁がホームページやパンフレット等を作成して推進していることであります。この電力をグリーン電力証書として発電者が発行する利点というのは、電気自体の売電収入のほかに、環境付加価値の提供による収入が得られるということでもあります。これらにより設備を運営、増強等が行えますし、そしてこのシステムを通して多くの企業のCO2を削減、環境改善に貢献できるという基本的なスタンスがございます。太陽光発電の設置を推進する意味でも、市として取り組んで自然エネルギー発電の普及に大きなはずみをつけてはどうかということで提案しておりますが、この検討についてご答弁をお願ひしたいと思います。

本庁舎、峰山中学校、常陸太田駅舎、水府庁舎等、自然エネルギー電力をせっかく作っているのでありますから、きちっとそれを証書として発行して利益にかえるという、そういった市の姿勢も必要ではないかと思ひます。ご答弁をよろしくお願ひしたいと思ひます。

2つ目の被災者支援システムの導入についてであります。今年度の4月12日、総務省から東日本大震災等に伴い、避難した住民の所在地等に係る情報を住所地の地方公共団体が把握するための関係地方公共団体の協力についての通知があったかと思ひます。その通知の中でも避難者に関する情報及びその他の情報を登録するデータベースの活用で、被災者支援システムを利用することも考えられると書いてあります。そして地方自治法第245条の4の第1項に基づく「技術的助言」とされております。そのことに関してどのように受けとめているのかご所見をお伺ひいたします。

このシステムを東日本大震災直後の3月下旬に導入した石巻市の担当職員は、「このシステムがあるのは知っていたが、まさか使うことになるとは……。このシステムに住民基本台帳や家屋台帳のデータを入力しておけば、罹災証明の発行はもっと早くできたのではないかと、震災から申請受け付けまで1カ月以上かかった現状を後悔していたというレポートを読ませていただきました。

2009年1月には、2年前総務省が被災者支援システムのバージョン2を収めたCD-ROMを全国の自治体に無償配布しております。その年の6月、私は一般質問でこのことを取り上げようかなと思ひまして、担当情報課を尋ねましたところ、確かにこのシステムのCD-ROMが担当者まで来ておりました。しかし専門的な理由を述べられ、これは使い物にならないとの回答でしたので一般質問としては取り上げませんでした。経費をかけないで地方公共団体の単独導入事例や情報スキルがない団体でも全国サポートセンターの支援のもとで導入している事例もたくさんあります。危機管理の観点から平時にこの被災者支援システムを導入していくことは、危機管理を円滑に遂行するための情報管理基盤の構築につながるものと確信しております。検討ではなく前向きに導入に向けて動き出していきたいと思ひますけれども、もう一度ご答弁をお願ひいたします。

学校での放射線の基準についてであります。5月29日、朝日新聞に取手市の鈎持教育部長のコメントが掲載されております。「1ミリシーベルト以下に抑えることを『目指す』』ということは、教育現場では『そうしろ』と受けとめている。さらに下げのために、校庭の表土を除去しなければならないかという、県南の場合、除去の基準値に達していない。意味のわからないダブルスタンダードは、現場の混乱を招きかねないし、保護者も心配するだろう」という内容でありました。教育長はこの話を聞いてまさにそうだというように受けとめられておるのでしょうか。その点をちょっとお聞きしたいと思います。

また、昨日の朝日新聞の1面に、福島第一原発の復旧作業員で、体の外から放射線を浴びる外部被曝と口や鼻から取り込んだ放射性物質による内部被曝を合わせた総被曝量で250ミリシーベルトを超える人が計8人いたという見出し、読んだ方もたくさんいらっしゃると思います。厚生労働省は「内部被曝と外部被曝の合計が200ミリシーベルトを超える場合も同様に作業から外すよう求めた」と、昨日のお昼の12時に時事通信が伝えております。少しおかしいとは思わないでしょうか。児童生徒の1時間に浴びる放射線量を1ミリシーベルトとしています。これは外部被曝だけを考えていると私は思っております。それとも原発作業員のように内部と外部の総量であると理解するのでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

また、生徒の被曝量低減についてありますが、原発事故から60キロ離れた福島市では、高い放射線量のところどころにある「ホットスポット」と言われていますけども、この多くが存在し、子どもの通学路が通常の数千倍のところがあるということで、除染の研究者とともに地域の住民が除染活動を行っているという報道がございます。そういった意味からも校庭だけじゃなく、本市においてもホットスポットに当たるような場所をしっかりと確認していただきたいと要望いたします。

続きまして、不育症対策についてでございます。これは一般市民の方に不育症というものを周知徹底していく必要があるかと思えます。ぜひとも周知徹底をお願いしたいと思います。本当は出産できるんだけどもあきらめている方、そういった方にぜひとも手を差し伸べていただきたい、そういう思いであります。ご答弁をよろしく願いいたします。

最後に、事業継続計画でございます。深夜に災害が発生しても職員は何をなすべきか把握していますか。災害時に早期復旧が必要な事業は何があるか把握していますか。コンピューターサーバーが使用できなくても重要事業は継続できますか。オフィスが使用できなくても重要事業は継続できますか。そういった質問にすぐ答えられる職員が何人いらっしゃるでしょうか。ぜひとも事業継続計画の策定について前向きに検討していただきたいとご要望いたします。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長 江幡治君登壇〕

総務部長（江幡治君） 被災者支援システムについての再度のご質問にお答えをいたします。4月12日の通知の段階でということですが、罹災証明の調査依頼につきまして、3月の中旬から受け付けておりました。これにつきましては、実際に家屋の調査も3月から行ってお

りまして、既にエクセルデータで処理をしておりましたので、その段階での導入の検討はいたしてございません。また、被災者支援システムにつきましては独自サーバーが必要なこと、インターネットの技術を使って独自の環境設定が必要なこと、フリーソフトシステムなのでサポートがないこと、計算センターへの委託が必要なことなどから、先ほども申し上げましたが、今後検討してまいりたいと考えております。

議長（茅根猛君） 市民生活部長。

〔市民生活部長 川上明文君登壇〕

市民生活部長（川上明文君） 身近な自然エネルギーの確保と活用につきましての2回目のご質問にお答えいたします。グリーンエネルギー証書の発行につきましては、内容を研究した上で太陽光発電の設置普及とあわせて市民へのPRを図ってまいりたいと考えます。

議長（茅根猛君） 教育長。

〔教育長 中原一博君登壇〕

教育長（中原一博君） 学校での放射線基準についての2回目のご質問にお答えいたします。

まず、文部科学省が示しました年間の被曝線量1ミリシーベルトでございますが、あくまでも屋外活動の制限の3.8ミリシーベルトの基準については変わらないと思います。年間1ミリシーベルトは目安として受けとめております。

それから、2つ目の被曝量についてですが、外部被曝と内部被曝とありますが、このことについては合わせたものとして算出すべきとのご意見でございますけれども、これについてはまだ詳細について文科省からも出ておりませんので、今後の研究にさせていただきたいと思っております。

議長（茅根猛君） 保健福祉部長。

〔保健福祉部長 安田隆君登壇〕

保健福祉部長（安田隆君） 不育症治療のご質問にお答えいたします。今後、広報紙や健康教室、健康教育等により周知を図ってまいりたいと思っております。

議長（茅根猛君） 4番深谷渉君。

〔4番 深谷渉君登壇〕

4番（深谷渉君） 答弁ありがとうございました。3回目、若干質問をいたします。

グリーン電力証書についてですけれども、市民に徹底も大事なんですけれども、市役所として取り組んでどうかということを私は言っているのであって、そうすることによって市民への徹底もできるのではないかと思います。せっかく太陽光発電をしているわけですから、グリーン電力証書を発行するところがあります。そのグリーン電力証書は国の認定で、申請することによって認定を受けて発行所が発行して、使いたいという一般企業の方がそこに申請してお金を払います。そのお金がバックマージンとして市に入ってきます。ですからやらない手はないのかなという気がいたしまして、市としてぜひとも取り組んでいただいて、一般家庭でやっている方もそういったことがあるんだという周知をしていただければいいのかなと思ひまして、その点の考え方をかえていただきたいと思います。

2つ目、放射線量についてでありますけれども、これは要望ですが、皆様もご存じのように中部大学の武田邦彦氏があります。この方は、「事故が起こる前まで文科省は被曝は外部と内部を合計することと指導していましたが、事故が起こってからは外部だけを発表していると。子ども目線では、原発事故を小さく見せるとかパニックを避けるなど関係なく、自分がどのくらい被曝するかだけなんだと。外部被曝と内部被曝の比率は、自然放射線では外部被曝の2倍が内部被曝」だと言っております。チェルノブイリのときはほぼ同じとして調査をしたそうであります。そういった事例がございます。ぜひとも児童……、我々大人はそれほどでもないですけども、今後10年、20年、30年と本当に長く生きていく児童生徒のために、児童生徒を預かる教育行政として徹底的にこの調査をしていただきたいと要望いたします。

以上で私の質問を終了させていただきます。大変ありがとうございました。

議長（茅根猛君） 答弁を求めます。市民生活部長。

〔市民生活部長 川上明文君登壇〕

市民生活部長（川上明文君） 3度目のご質問にお答えいたします。市の電力エネルギー証書を発行する取り組みについてでございますが、今後さらに太陽光発電等を勧めていく考えでございます。あわせてただいまの証書発行につきまして取り組む方向で検討させていただきたいと思っております。

議長（茅根猛君） 以上で一般質問を終結いたします。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後0時12分散会